

公共工事における総合評価方式 活用検討委員会の報告

平成21年4月21日

平成20年度とりまとめ 概要(1 / 2)

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度とりまとめにおける改善点は、各地方整備局等が定める総合評価方式の実施要領等に反映され、普及しつつある。今後、平成20年度の取組結果を踏まえ、引き続き実運用上の課題等を把握し、フォローアップを継続して実施していく。

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

総合評価方式の導入実態調査及び受発注者に対するヒアリング調査結果を受け、今後の総合評価方式や入札契約手続きに関する改善として、実績を重視した総合評価方式の適用、工事関連データの提供、技術提案の評価(採否)の通知等を行う。

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証

除算方式は、加算方式と比べて、極端な低入札が、評価値に与える影響が高いが、施工体制確認型の導入により、実質、落札率が85%未満の応札行動は減少したことから、除算方式においては、極端な低入札が評価値に与える影響は排除されている。

平成20年度とりまとめ 概要(2 / 2)

3-2 . 技術提案に係る課題への対応

過度な技術提案への対応の考え方について提示。

具体的には、改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける(不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しないこと等とする。

3-3 . 二段階選抜方式について

二段階選抜方式については、導入の前提として「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」(平成6年1月18日閣議了解)との整合性の確保を図る必要があり、中長期的な課題として引き続き検討を行う。

3-4 . 事後審査型入札方式について

事後審査型入札方式のように入札参加資格を事前に確認することなく入札を行うためには予算決算及び会計令の改正等が必要であり、中長期的な課題として引き続き検討を行う。

今後の検討課題 (1 / 2)

(1) フォローアップの継続

本とりまとめに基づく実施状況を継続的にフォローアップし、更なる手法の改善等について検討を行う。

(2) 総合評価方式や入札契約手続きに関するその他の検討課題

アンケート結果から抽出された課題について、引き続き検討する。

事 項	具体的な課題
手続に伴う時間・事務費用	「時間がかかりすぎる」、「事務負担が大さい」、「配置予定技術者が長時間拘束される」
技術提案の審査・評価	「評価結果のバラツキが生じる」、「適正な評価項目選定に苦慮」
評価結果の公表	「評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい」
技術提案の作成費用	「全ての型で費用負担が発生している」、「提案資料作成の費用を回収する方法がない」
施工体制確認型	「低入札でも落札できる場合がある」、「ペナルティが甘い・ない」、「調査基準価格の設定が妥当か(低いのではないか)」
技術提案と予定価格	「技術提案内容が予定価格に反映されない」
地元企業の活用	「さらなる地元重視(評価)が必要」、「競争性が確保されているのか疑問」
受注機会の確保	「受注機会が特定の企業に偏っている」

課題の色分けの凡例 赤字:発注者から回答があった具体的な問題認識のうち、40%以上を占める意見
青字:受注者から回答のあった具体的な問題認識のうち、40%以上を占める意見
緑字:赤字、青字の両方に該当する意見

今後の検討課題(2 / 2)

(3) 地方公共団体への総合評価方式導入についての課題

地方公共団体への総合評価方式の導入の促進については、

毎年度公表している「総合評価方式の実施状況」の中で、その**導入効果を既に導入した国、地方公共団体の事例の紹介や効果分析・評価をとりまとめ情報提供する**

地方公共団体職員や建設会社社員向けの研修会・講習会を発注者協議会等を通じて実施する

総合評価の審査及び総合評価の導入・制度検討のアドバイス等を行うことのできる**学識経験者及び学識経験者と同等の知識・経験を持つ者の紹介可能な窓口の設置**

等について取り組む。

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度とりまとめにおける改善点は、各地方整備局等が定める総合評価方式の実施要領等に反映され、普及しつつある。今後、平成20年度の取組結果を踏まえ、引き続き実運用上の課題等を把握し、フォローアップを継続して実施していく。

平成19年度改善点の普及状況等（平成21年3月末時点）

改善点		地方整備局等									
		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
技術的 難易度 評価に 基づく タイプ 選定	〔全タイプ〕 技術的 難易度評価結果 の活用	H21.1に通知 (H21年度契 約工事より適 用)	実施要領改訂 後、事務所に 通知済み。 (H20.10.1以 降手続き開始 工事より適 用)	実施要領改訂、 H20年度総合 評価方式実施 方針を事務所に 通知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	H20年度総合 評価方式の運 用方法を事務 所に通知済み。 (H20.5.1付)	実施要領改訂 済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用) 具体的な運用 方法を作成し、 事務所に周知。	実施要領改訂 済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	従来から技術 的難易度評価 を活用したタ イプ選定を 行っており、 難易度評価表 の選定方法に ついて参考と している。	従来から技術 的難易度評価 を活用したタ イプ選定。	H21年度契 約工事より適 用。 (H20.10委員 会開催)	「総合評価方 式の改善に向 けて」に基づ き、運用版を 策定予定。 (H21.4予定)
	対応件数	-	84	920	476	857	770	631	455	-	-
	〔標準型〕 標準型(型) の導入	H21.1に通知 (H21年度契 約工事より適 用)	実施要領改訂 後、事務所に 通知済み。 (H20.10.1以 降手続き開始 工事より適 用)	実施要領改訂、 H20年度総合 評価方式実施 方針を事務所に 通知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	H20年度総合 評価方式の運 用方法を事務 所に通知済み。 (H20.5.1付)	実施要領改訂 済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用) 具体的な運用 方法を作成し、 事務所に周知。	標準型 型の 実施について 公文書にて通 知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	標準型 型に ついて運用改 定済み。 (H20.6.18公 告工事から適 用)	標準型 型を H21年度より 適用。 (実施方針等 公開済。)	標準型 型を H21年度契 約工事より適 用。 (H20.10委員 会開催)	「総合評価方 式の改善に向 けて」に基づ き、運用版を 策定予定。 (H21.4予定)
対応件数	-	34	510	229	222	495	37	-	-	-	

対応件数は平成20年4月から平成21年1月末日までの速報値。

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度改善点の普及状況等（平成21年3月末時点）

改善点		地方整備局等									
		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
工事特性を踏まえた課題設定	(標準型) 工事特性を踏まえた課題	H21.1に通知(H21年度契約工事より適用)	「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」をイントラに掲載し活用を促す実施要領を、事務所に通知済み。(H20.10.1以降手続き開始工事より適用)	「実施要領改訂、H20年度総合評価方式実施方針を事務所に通知済み。(H20.4.1公告工事から適用)	従前から技術的難易度に基づき課題設定。 「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を事務所に配布済み。	「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を周知。 各事務所の最初の案件を統一的な視点で運用状況をチェック。	従前から工事特性を考慮し課題設定。	運用改定済み。(H20.6.18公告工事から適用) 「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を周知し参考としている。	従来から技術的難易度に基づき課題設定を実施。 工事特性を踏まえ、求める技術提案等をより具体的に明示する様、事務所に通知済。	H21年度契約工事より適用。(H20.10委員会開催) H20本官工事で適用。	「総合評価方式の改善に向けて」に基づき、運用版を策定予定。(H21.4予定)
	対応件数	-	34	559	242	235	546	205	10	39	-
	(簡易型) 配慮すべき事項	H21.1に通知(H21年度契約工事より適用)	実施要領改訂後、事務所に通知済み。(H20.10.1以降手続き開始工事より適用)	実施要領改訂、H20年度総合評価方式実施方針を事務所に通知済み。(H20.4.1公告工事から適用)	従前から技術的難易度に基づき課題設定。 「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を事務所に配布済み。	「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を周知。 各事務所の最初の案件を統一的な視点で運用状況をチェック。	公文書にて通知済み。(H20.4.1付)	運用改定済み。(H20.6.18公告工事から適用) 「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を周知。	従来から配慮すべき事項を設定。 過度なコストを要する提案が出されないよう留意する旨、事務所周知済み。	H21年度契約工事より適用。(H20.10委員会開催)	「総合評価方式の改善に向けて」に基づき、運用版を策定予定。(H21.4予定)
対応件数	-	50	361	233	622	224	155	445	-	-	

対応件数は平成20年4月から平成21年1月末日までの速報値。

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度改善点の普及状況等（平成21年3月末時点）

改善点	地方整備局等									
	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
〔標準型〕 工事の品質向上に資する技術提案の評価 (優良可等)	適切な評価方法の考え方をとりまとめ、H21.1通知	実施要領改訂後、事務所に通知済み。 (H20.10.1以降手続き開始工事より適用)	実施要領改訂、H20年度総合評価方式実施方針を事務所に通知済み。 (H20.4.1公告工事から適用)	1位満点方式を基本。	適切な評価方法の考え方をとりまとめ、実施要領に明示。 各事務所の最初の案件を統一的な視点で運用状況をチェック。	評価項目に対する着目点について効果的な工夫がみられるかを3段階で評価。	運用改定を行い、標準型と簡易型の違いを明確化。	定性評価の場合において1項目で5段階評価を実施。 標準型と簡易型の違いを明確化。	H21年度契約工事より適用。 (H20.10委員会開催) H20本官工事で一部適用。	「総合評価方式の改善に向けて」に基づき、運用版を策定予定。 (H21.4予定)
対応件数	-	34	559	242	235	0	205	1	15	-
〔簡易型〕 確実な施工に資する施工計画の評価 (可/不可等)	適切な評価方法の考え方をとりまとめ、H21.1通知(判定方式(3段階)を基本)	可/不可判定を基本とする。 (H20.10.1以降手続き開始工事より適用)	実施要領改訂、H20年度総合評価方式実施方針を事務所に通知済み。 (H20.4.1公告工事から適用)	判定方式(3段階)を基本。	適切な評価方法の考え方をとりまとめ、実施要領に明示。 各事務所の最初の案件を統一的な視点で運用状況をチェック。	従来から適切か・不適切かを評価。	運用改定を行い、標準型と簡易型の違いを明確化。簡易型入札説明書に記載。	判定方式を3段階を基本。	H21年度契約工事より適用。 (H20.10委員会開催)	「総合評価方式の改善に向けて」に基づき、運用版を策定予定。 (H21.4予定)
対応件数	-	50	361	233	622	420	271	445	-	-
〔全タイプ〕 評価の上限(値)の明示や技術提案個数等の制限等	適切な評価方法の考え方をとりまとめ、H21.1通知	本官のトンネル工事においては技術提案数を限定。	評価の上限(値)を明示可能な工事に関して、可能な限り実施。 過度な提案を評価しない旨を提出様式に明記。	技術提案個数を限定。	適切な評価方法の考え方をとりまとめ、実施要領に明示。 各事務所の最初の案件を統一的な視点で運用状況をチェック。	本官工事について技術提案個数を限定。	上限明示の徹底を事務所に通知。 (H20.4.14公告工事より適用) 技術提案個数を限定。	技術提案枚数を限定。 標準型では、環境基準等(水質等)を設定する場合は条件値を設定。	H21年度契約工事より適用。 (H20.10委員会開催) 〔標準型〕 従前から技術提案個数を限定。 〔簡易型〕 従前から文字数を制限。	「総合評価方式の改善に向けて」に基づき、運用版を策定予定。 (H21.4予定)
対応件数	-	7	697	476	235	0	205	455	1324	-

対応件数は平成20年4月から平成21年1月末日までの速報値。

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度改善点の普及状況等（平成21年3月末時点）

改善点		地方整備局等										
		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
〔全タイプ〕 評価結果 の公表 方法の 統一化	閲覧 による 公表	技術提案 (施工計画):課題別										
		施工体制										
		その他(企業の施工 実績、配置予定技術 者の能力等)										
	HP による 公表	技術提案 (施工計画):課題別		H21.4頃 予定	H21.6頃 予定							
		施工体制		H21.4頃 予定	H21.6頃 予定							
		その他(企業の施工 実績、配置予定技術 者の能力等)		H21.4頃 予定	H21.6頃 予定							
	対応件数		1400	-	-	606	857	985	631	83	1324	-

対応件数は平成20年4月から平成21年1月末日までの速報値。

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

検討課題 : 実績を重視した総合評価方式の適用

受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間・事務負担の軽減を図るため、技術的難易度の低い案件、施工計画に各社の差が生じない案件について、**施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを、実績評価で代替する簡易型(実績重視型)の総合評価方式を適用**

【課題】

- ・当初予算における実績重視型の適用範囲を限定する必要
- ・新規参入者への配慮、実績のみの評価では受注者が偏ることに配慮する必要

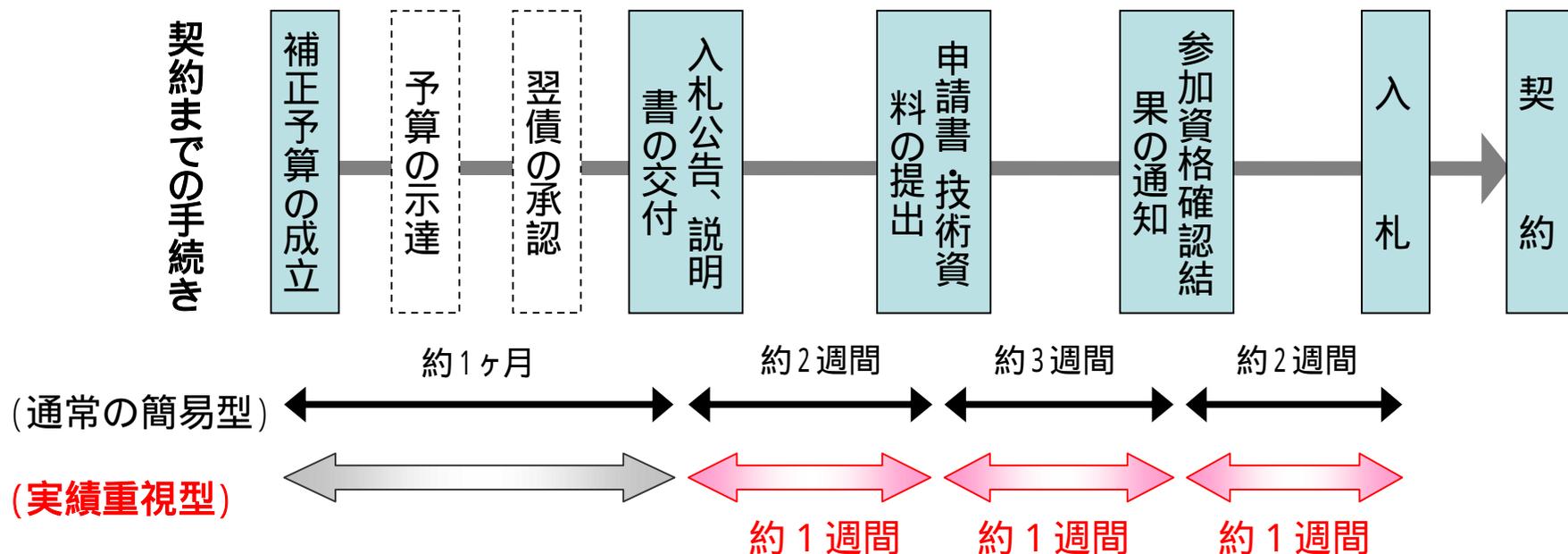


図 手続きに要する標準的日数の比較

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

【平成21年度の対応方針】

対象工事を限定した上で、実績重視型総合評価方式を適用する。

適用工事

簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の确实性を十分評価できる工事

実施手順

- ・工事内容を勘案しつつ、「適用工事」に該当するかどうか確認する。
- ・入札公告～申請書・技術資料の提出、申請書・技術資料の提出～入札に係る期間は、それぞれ1週間程度とする。

評価方法

- ・加算点上限の30点の範囲内で、評価項目・配点を設定する。

〔 従来の簡易型で「簡易な施工計画」や「ヒアリング」にかかる配点は、「企業の施工能力」「配置予定技術者の能力」に配分する。 〕

配慮事項

- ・政府全体の経済財政運営の方針に基づき、暫定的な措置として取り扱うこととする。

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

検討課題 : 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

受注者の技術提案作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を図るため、発注工事に関する詳細設計の成果品、関連する地質データ等を電子データで提供するにあたって、課題の精査を行う。

また、受発注者間における情報共有を図るため、個々の質問・回答のやりとり以外に、現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置に向けた検討を行う。

【課題】

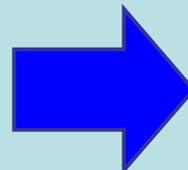
- ・電子データとして提供する場合、提供できるデータの選別作業(個人情報のマスキング等)など、発注者側の事務量の軽減を図る必要
- ・現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置が、談合を助長しないよう配慮が必要

技術提案作成に必要なデータ

地質調査報告書、詳細設計図、
数量計算書、構造計算書 …

現在の一般的な取扱い

情報公開があれば紙ベースで提供
もしくは
成果報告書の閲覧は可(コピー不可)



対応案

電子データもしくは成果報告書のコピーを
可能とする

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

【平成21年度の対応方針】

現状における設計等の成果品の状況を勘案して、競争参加者に以下の要領により工事関連データを提供する。

適用工事	技術提案作成の負担の大きな工事を対象(例:WTO対象工事、高度技術提案型)
提供情報	地質調査報告書、詳細設計図、数量計算書、構造計算書等のうち、工事内容等を勘案し設定
提供媒体	紙面での複写又はCDによる電子データ(PDF)
留意事項	個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施

【今後の方向性】

工事関連データの提供

提供すべき情報、提供する媒体、提供に必要なデータ処理、その他留意事項について、課題を整理し、対応方針を検討するための**産学官による検討会を平成21年度中に立ち上げる。**

情報交換の場の設置

現状において、公共工事の談合防止について、国民は厳しく対処することを望んでおり、現場説明会を廃止(平成14年4月)して以降、大きな変化はない。一方で情報交換の場の設置については、入札参加者から多くの要望を頂いていることから、まずは工事関連データの提供(上記)、技術対話の充実を図ることとし、現場説明会の開催を含む幅広い情報交換の場について検討する。

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

検討課題：技術提案の評価（採否）の通知

受発注者間における評価の透明性の確保、受注者の事務負担の軽減等を図るため、発注者側の事務量の増大に配慮しつつ、参加資格確認通知に併せて、入札前に技術提案に対する評価（採否）の提案者側への通知について検討を行う。

【課題】

- ・発注者側の事務量の軽減を図る
- ・入札時の競争性の確保に配慮した情報提供が必要

試行事例における通知例(競争参加資格確認結果通知書抜粋)

技術提案に基づく入札の可否		<p>○：可（評価する、実施義務あり） －：否（評価しない、実施可能） ×：否（評価しない、不採用であり実施不可）</p> <p>総合評価項目 総合的なコストに関する事項 1)ライフサイクルコスト ○ [] 低減し、 []</p> <p>工事目的物の性能、機能に関する事項 2)性能・機能 － [] の [] の明示（保全性、安全性） － [] を [] に設置する。 － [] を [] する。 － [] を設置する ○ [] に [] を設置する。 － [] の設置</p>
---------------	--	---

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

【平成21年度の対応方針】

技術提案の採否(または評価)の通知を試行する。

- 適用工事** 原則全ての工事
(但し、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大する)
- 通知時期** 競争参加資格確認通知時点(通知書の中に記載)
- 通知内容** 技術提案として出された内容のうち、**不採用(実施してはならない)となった事項を通知**する。また、準備が整った地方整備局等においては、**採用(実施して良い)項目のうち、加点评価したか否かの通知も試行**する。

【今後の方向性】

技術提案自体の公表については、以下のような課題もあり、慎重な検討が必要。

民間の技術提案自体は全て知的財産に該当するとの考え方が妥当。

技術力のない企業が技術提案を模倣する、または、技術提案の代筆を専門とする業者が横行し、確実な施工能力の評価が困難となる場合があり、これらの防止対策。

参考：公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(H17.8.26閣議決定) (抄)

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(2) 技術提案の適切な審査・評価

発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。 P.14

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

補足・その他

発注者側の体制強化について

【今後の方向性】

発注者側の体制強化については、高度な技術を必要とする工事に対しては、監督職員の配置強化を図るとともに、民間の高度な専門技術力を活用する場合や、災害対応等の業務量が一時的に増大するような場合は、CM方式による発注体制の強化について検討する。

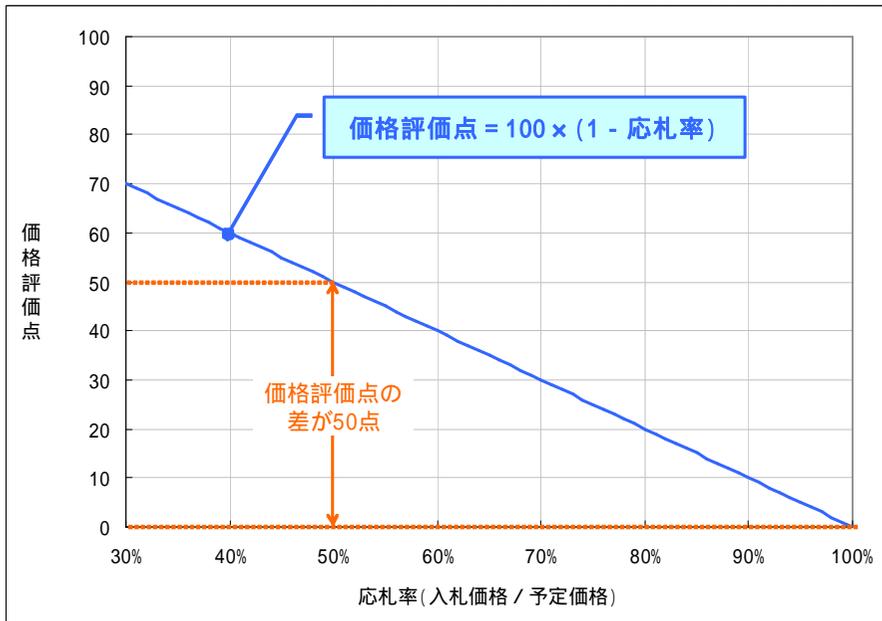
3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証 ～ 加算方式と除算方式の比較 ～

除算方式は、加算方式と比べて、極端な低入札が、評価値に与える影響が高い。

加算方式

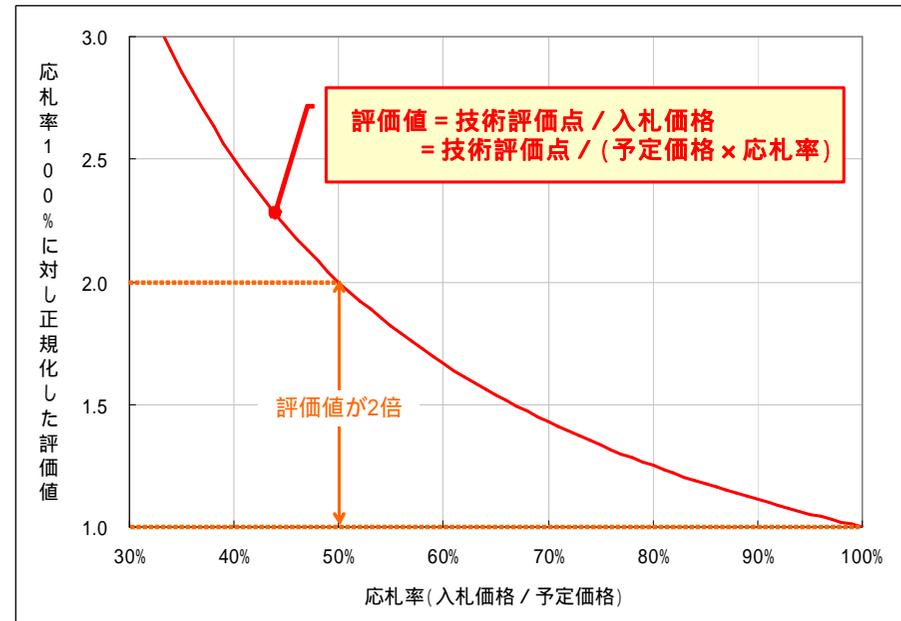
$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= A \times (1 - \text{入札率}) + B \times \text{得点率} \\ \text{入札率} &= \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \quad \text{得点率} = \frac{\text{得点}}{\text{加算点満点}} \end{aligned}$$



加算方式では、応札率50%の場合には、技術評価点を50点加点した場合と同等。
(価格:技術 = 100点:100点の場合)

除算方式

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \\ &= \frac{100 + \text{加算点満点} \times \text{得点率}}{\text{予定価格} \times \text{入札率}} \end{aligned}$$

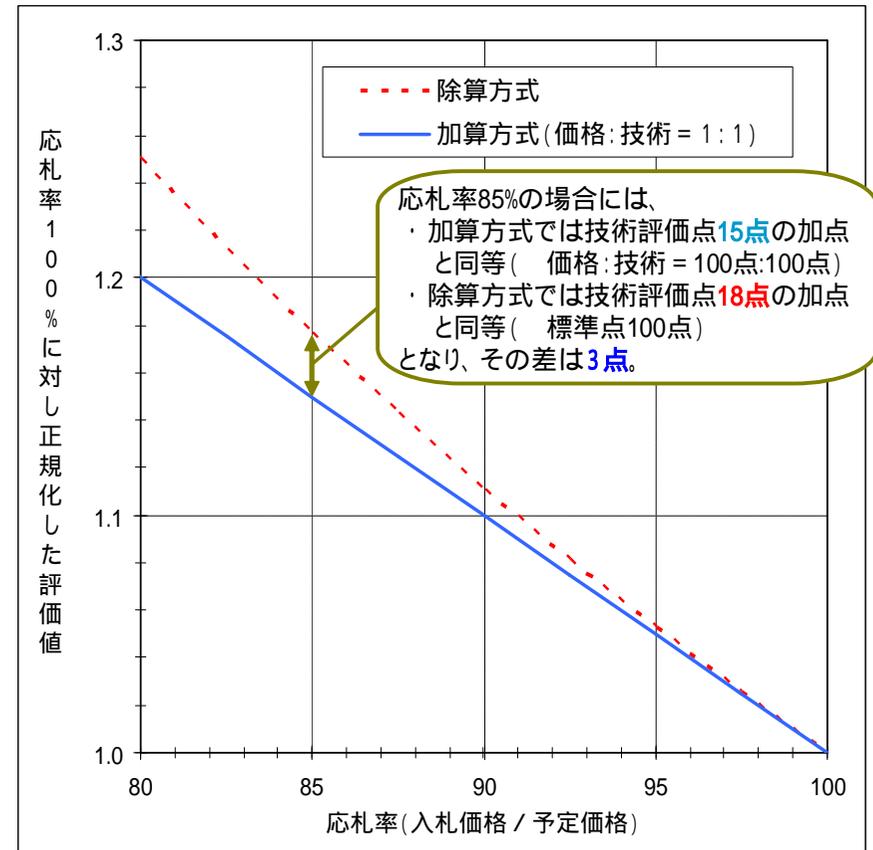
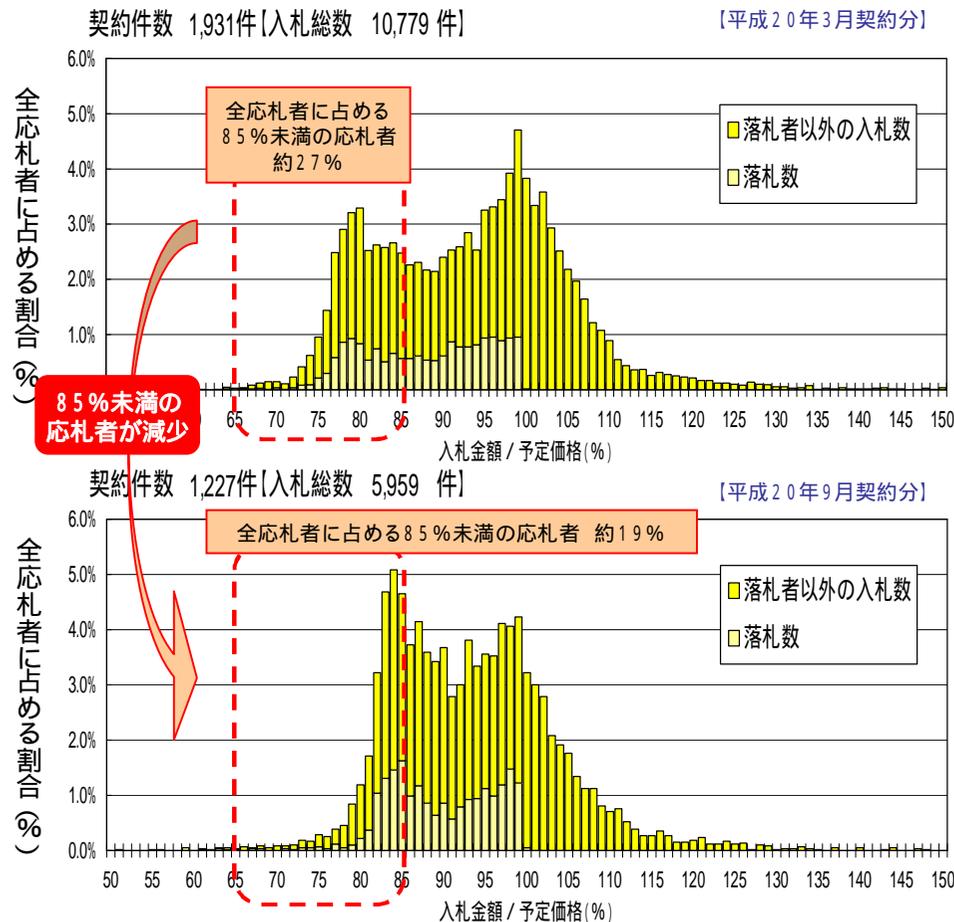


除算方式では、応札率50%の場合には、技術評価点を2倍に加点した場合と同等。

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証 ～ 加算方式と除算方式の比較 ～

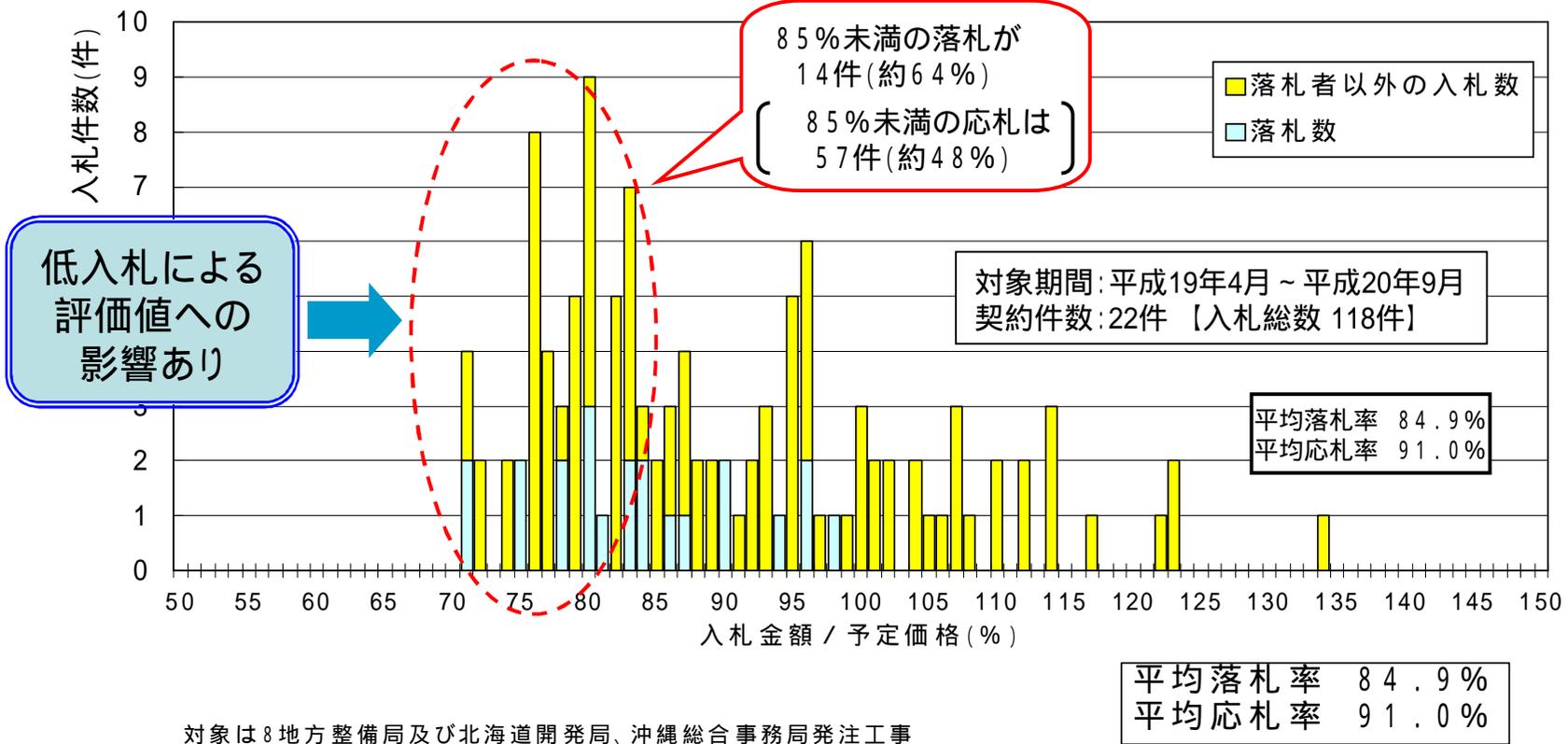
施工体制確認型の導入により、実質、落札率が85%未満の応札行動は減少したことから、除算方式においては、極端な低入札が評価値に与える影響は排除されている。



3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証 ～ 高度技術提案型における課題～

高度技術提案型の入札状況



➤ 低入札が品質確保に与える影響を厳格にチェック
技術提案毎に、見積額と応札額の乖離をヒアリング等で厳格にチェックする等の低入札防止対策を試行する。(平成20年度)

3 . 総合評価方式における諸課題への対応

3-2 . 技術提案に係る課題への対応

以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける(不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しない。

- (例) ・水素イオン濃度(pH)の範囲の差
・トンネル掘削余掘量

コスト負担を要するハード対策(例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等)が必要な場合には、標準案として予定価格に反映する。

求める技術提案に上限(値)を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断する。

予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが困難、または判断できない場合には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型(または標準型 + 見積り活用方式)を適用し、予定価格に反映する。

受発注者間の認識の乖離が生じないように、技術提案課題や上限(値)の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かり易い記載に努める。

3 . 総合評価方式における諸課題への対応

3-2 . 技術提案に係る課題への対応

参考：「過度な負担となる工法」等の例示の試行

北陸地方整備局では平成20年11月4日以降に公告するトンネル工事(4件)を対象に、「過度な負担となる工法」等の例示を試行。

入札説明書への記載例

【技術提案の評価】

注：提出された技術提案のうち、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合においては、より優位な評価はしない。

評価項目	評価内容	過度な施工提案	備考
覆工コンクリートの品質向上対策	施工方法等(コンクリート配合、型枠、打設、養生、品質管理)の技術提案について評価する。	過度とは、コンクリート用ひび割れ抑制ファイバー等、トンネル養生バルーン工法等を想定している。	過大
掘削ズリにおける環境保全対策	掘削ズリにおける環境保全対策の技術提案について評価する。	過度とは、機械設備の増設、専任の作業員(道路監視員など)の配置等を想定している。	過大
近接施工に伴う計測・観測方法	近接施工に伴う計測・観測方法の効果及びトンネル施工への活用の技術提案について評価する。	過度とは、計測設備の増設、専任の計測・観測員の配置等を想定している。	過大
坑口部の地滑り対策箇所における動態観測	坑口部の地滑り対策箇所における動態観測の施工への活用の技術提案について評価する。	過度とは、動態観測設備の増設、専任の監視員の配置等を想定している。	過大
沢部の低土被り区間の対策	沢部の低土被り区間の対策の技術提案について評価する。	過度とは、改良後の一軸圧縮強度1.5 N/mm ² 以上の技術提案を想定している。	上限値

3. 総合評価方式における諸課題への対応

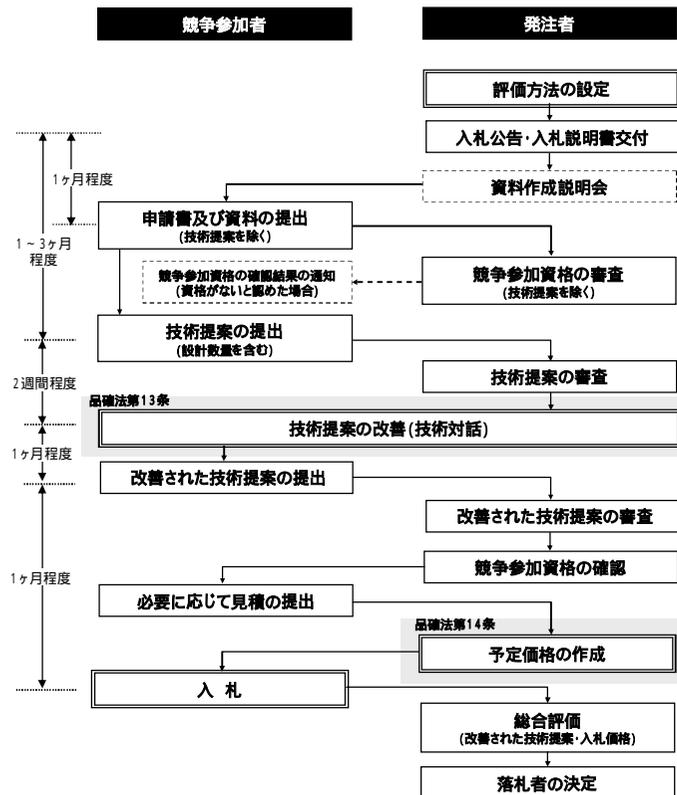
3-3. 二段階選抜方式について

「二段階選抜方式」のメリットについては、発注者は「技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮」、受注者側は「技術提案に係る負担の軽減」等と整理され、難易度の高い技術が必要な課題を設定する高度技術提案型等での試行に向けて検討するとされている。

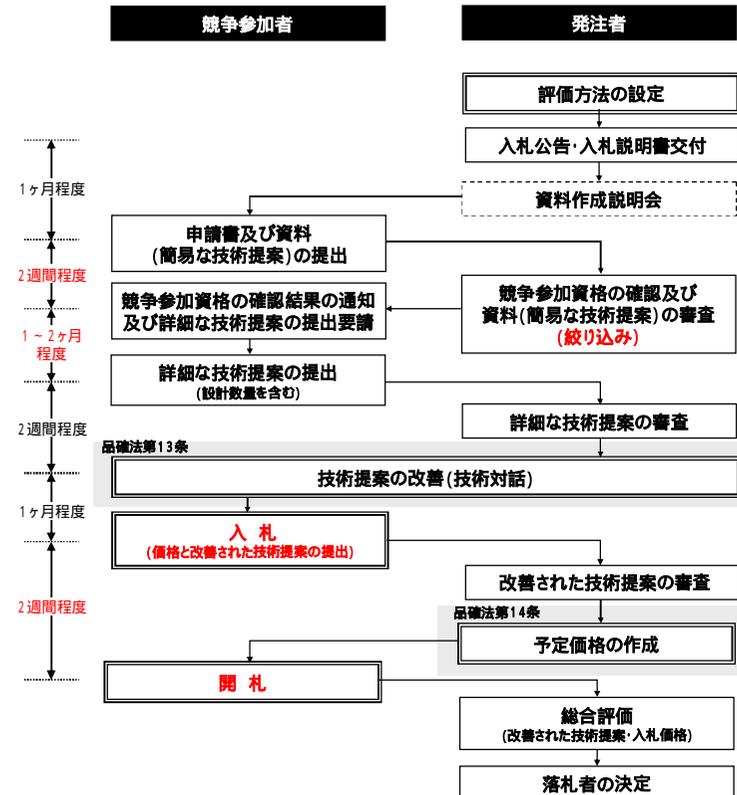
本方式は入札に参加する者を選定することから**指名競争入札方式**とされている。

高度技術提案型等を適用する工事は、ほぼ全てWTO対象工事である。WTO協定上は指名競争入札も可能であるが、我が国の場合は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」(H6.1.18閣議了解)において、**WTO対象工事は「一般競争入札方式で調達を行う」としており、導入の前提として当該行動計画との整合性の確保を図る必要がある。**

そのため、中長期的な課題として引き続き検討を行う。



現行の高度技術提案型



二段階選抜方式を採用した高度技術提案型

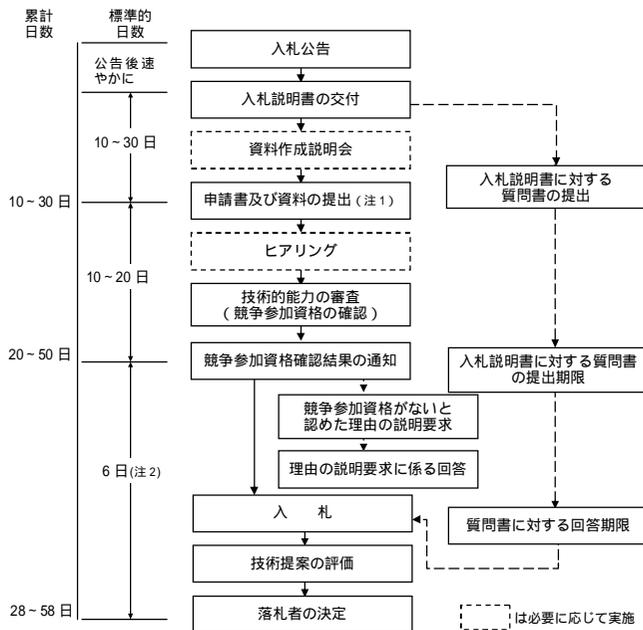
3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-4. 事後審査型入札方式について

「事後審査型入札方式」のメリットについて、発注者側は「技術審査・評価に係る事務量の軽減」、受注者側は「配置予定技術者の確保期間の短縮」と整理され、標準型及び簡易型での試行に向けて検討するとされている。予算決算及び会計令においては、一般競争入札を行うにあたり、**事前に入札参加者の確認を行うとされている**ことから、事後審査型入札方式のように入札参加資格を事前に確認することなく入札を行うためには**予決令の改正等が必要**。

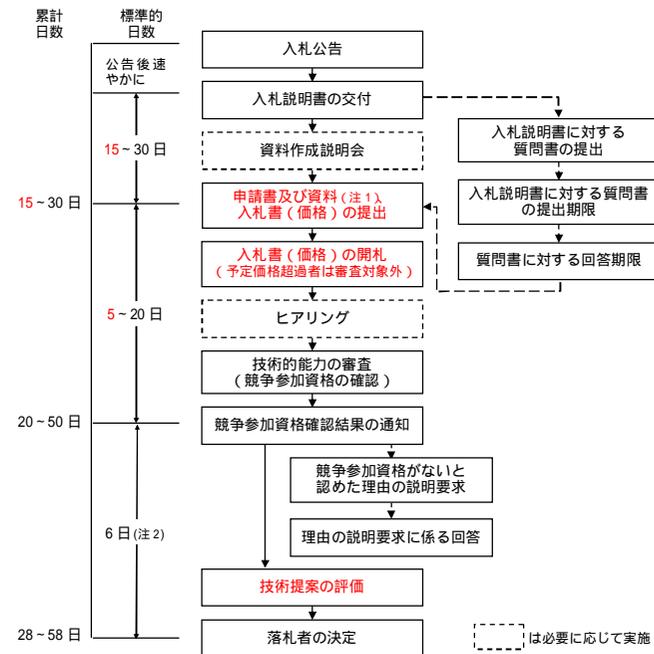
そのため、中長期的な課題として引き続き検討を行う。

なお、当該入札方式は、開札後に技術審査を行うことから、**技術審査担当者が応札価格を確認できないシステムを設ける等の措置が必要**である。



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。
(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

現行の簡易型



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。
(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

事後審査型入札方式を採用した簡易型